

平成26年第3回能登町議会臨時会 会期日程表

平成26年8月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	4	月	午後 2 時 00 分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・討論・採決 閉会

開会（午後2時00分）

開会・開議

議長（宮田勝三）

ただいまから平成26年第3回能登町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（宮田勝三）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、8番 南正晴君、11番 志幸松栄君を指名いたします。

会期の決定

議長（宮田勝三）

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（宮田勝三）

日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿としてお手元に配布しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議案第62号から議案第64号

議長（宮田勝三）

日程第4議案第62号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶉川小学校（校舎棟）大規模改造工事（建築）」から日程第6議案第64号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶉川小学校（屋内運動場）大規模改造工事）」までの3件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日ここに、平成26年第3回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

すでに報道等に御承知のことと存じますが、先週29日から流山市の児童30名が自然体験学習ツアーに参加するため三泊四日の日程で能登町を訪問しておりました。3日目の夕食は「のときんぷら」内の飲食施設で能登町の児童と一緒にとっていました。そこで一酸化炭素中毒の症状が現れ、流山市の児童と能登町の児童合わせて39人中27人が病院へ搬送されました。その内23人は治療を終え宿舎へ戻り、4人の児童は一日入院治療の上、翌朝退院いたしました。流山市の児童を受け入れてのこの事業は本年で9年目を迎えるなど児童にとっては夏休みの貴重な自然体験学習として好評を得ていたところであり

ます。

今後こうした事故に二度と遭遇することのないよう関係各方面と十分な連絡調整を行っていくものでありますし、今回の事故に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、先月28日に北陸では平年より4日遅く梅雨明けが発表され夏本番を迎えております。全国的に「熱中症」で救急搬送された人のうち、65歳以上の

高齢者の割合が多いとのことで、町民の皆様にはこまめに水分補給するなど、体調管理に充分御留意されるようお願い申し上げます。

それでは、今回ご提案いたしました議案3件につきまして、その大要をご説明いたします。

はじめに、議案第62号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（校舎棟）大規模改造工事（建築）」については、去る7月24日、制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億3176万円で、鼎・須美矢特定建設工事共同企業体代表者能登町字藤波の「株式会社鼎建設」が落札致しましたので、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（校舎棟）大規模改造工事（機械設備）」につきましても、去る7月24日、制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、1億1418万3000円で、金沢市御影町の「菱機工業株式会社金沢支店」が落札致しましたので、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（屋内運動場）大規模改造工事）」につきましても、去る7月24日、制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、6350万4000円で能登町字鶴川の「須美矢建設株式会社」が落札致しましたので、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。何卒よろしくようお願い申し上げます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第62号から議案第64号までの3件の審議方法については、委員会付託を省略し全体審議といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長 (宮田勝三)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの3件の審議方法については、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長 (宮田勝三)

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

15番 鶴野幸一郎君。

15番 (鶴野幸一郎)

今回の議案に直接ではないのですが、よろしいですかね議長。

流山市の交流の問題について質問したいと思うんですが。

議長 (宮田勝三)

申し訳ありませんが、議案等々の質疑ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

15番 (鶴野幸一郎)

もう一度皆さんの議案があつた後に緊急質問という形でやりたいと思うんですが。私一旦座らせていただきます。

議長 (宮田勝三)

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」の声)

議長 (宮田勝三)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長 (宮田勝三)

これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声)

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議案第62号から議案第64号

議長（宮田勝三）

これより採決を行います。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。

議案第62号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（校舎棟）大規模改造工事（建築）」

議案第63号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（校舎棟）大規模改造工事（機械設備）」

議案第64号「請負契約の締結について（平成26年度学校施設環境改善交付金事業能登町立鶴川小学校（屋内運動場）大規模改造工事）」の3件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。
起立全員であります。

よって議案第62号から議案第64号までの3件は原案のとおり可決されました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで、暫く休憩いたします。（午後2時10分）
自席での待機を、宜しく願います。

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時 16 分）

追加日程

議長（宮田勝三）

本日、能登町議会基本条例制定特別委員会委員長 大谷内義一君から発委第 2 号「能登町議会基本条例の制定について」、発委第 3 号「能登町議会の会期等に関する条例の制定について」、発委第 4 号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」、発委第 5 号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」、発委第 6 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、発委第 7 号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の以上 6 件及び河田信彰君ほか 2 名から発議第 1 号「能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について」の 1 件、併せて 7 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4、追加日程第 5、追加日程第 6、追加日程第 7 として、それぞれ日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議案上程

発委第 3 号から発委第 7 号

発議第 1 号

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、発委第 2 号「能登町議会基本条例の制定について」を日程に追加し追加日程第 1、発委第 3 号「能登町議会の会期等に関する条例の制定について」を日程に追加し追加日程第 2、発委第 4 号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」を日程に追加し追加日程第 3、発委第 5 号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し追加日程第 4、発委第 6 号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について」を日程に追加し追加日程第5、発委第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」を日程に追加し追加日程第6、発議第1号「能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し追加日程第7として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1発委第2号「能登町議会基本条例の制定について」から追加日程第6発委第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」までの以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。

能登町議会基本条例制定特別委員会 委員長 大谷内義一君。

議会基本条例制定特別委員長（大谷内義一）

それでは発委第2号から発委第7号までの提案理由の説明を行います。

私も44年間の議員生活をいたしておりますが、提案理由の説明というのは初めてでございますので皆さんにご容赦のほどお願い申し上げたいと思います。

まず、発委第2号「能登町議会基本条例の制定について」でございますが、本条例案は議会改革の柱として、また議会の最高規範として能登町議会が初めて制定しようとするものであります。

この条例は、近年の分権改革による地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲の拡大により、議会の役割もますます重要となってきたからであります。効率的で分かりやすい議会運営や積極的な政策立案などを行って、能登の恵まれた自然と歴史を尊び、未来への夢を持って新たな価値を創造し、町民の負託に応えていくことを目的に、議会の最高規範となる条例を制定するものであります。

条例の特色といたしましては、「住民との意見交換会の開催」、「議員間の自由討議」、「請願陳情は住民からの政策提言」の3項目という柱でございまして、議会並びに議員の活動原則のほか、議会と町長及び執行機関の関係として質問質疑における質問を受けた者への反問権の付与、調査機関の設置などを盛り込んだものでございます。なおこの条例は21条からなっております。

附則といたしまして、この条例は平成26年11月1日から施行するものといたしました。

次に、発委第3号「能登町議会の会期等に関する条例の制定について」でございますが、本条例案は議会基本条例第5条第1項の議会の会期を通年とする

という規定に基づいて行うものでございます。

具体的には、議会の会期は毎年1月1日から12月31日までの1年間とするものでございます。また定期的に本会議を開くことに関しましては毎年3月6日、6月6日、9月6日、12月6日を定例日とすることといたしております。なお、定例日が休日の場合は、当該日以外の最初の休日でない日を定例日とするものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成26年11月1日からの施行とし、また現行の能登町議会定例会条例は廃止するものでございます。

次に、発委第4号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」でありますが、通年の会期制を導入するにあたり「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」は専決処分は出来るという根拠となっております。それを今回議会の運営及び執行の迅速化及び合理化を図るために地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項を7項目にわたり指定するものでございます。これは別紙で書いてあると思います。

次に、発委第5号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」でありますが、通年の会期制の導入に伴い閉会中がなくなることから、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年11月1日から施行するものでございます。

次に、発委第6号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、通年の会期制の導入により定例会、臨時会の区分がなくなることから、条文中の文言を改めるものでございますのでよろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成26年11月1日から施行するものでございます。

次に、発委第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する条例について」は、会期が通年となることに伴う改正でありまして、会期に関する規定を削除し、一事不再議の原則と発言の取り消しまたは訂正についての例外を規定するものであります。閉会中という表現がなくなることから所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この規則は平成26年11月1日から施行するものでございます。

先ほど申し上げたように、みなさん方かた負託を受けて私たち9名一生懸命努力をさせていただいた結果でありますが、どうか一つ皆さん方の議員各位のあたたかいご理解のもとでご決議を賜りますよう壇上からふしてお願い申し

あげまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

委員長に質疑したいと思います。

この議案発委第2号議会基本条例制定についてから発委第3号、発委第4号、発委第5号、発委第6号、発委第7号全て私は次の討論についても反対討論したいと。

この前3月の議会に、6月議会だったか、いや3月議会に特別委員会を設置するという時にも私は反対意見を述べたわけです。委員長に聞きたいことはなぜ、まさかこういう時期に臨時議会にこういう重要な案件が出てくるとということが不思議でしょうがない。これ町長の議案が3件だけかなと思ってきたところこういう重要な、これ能登町議会の運営に対して重要な議案が出てくると。唐突にびっくりしているわけです。だから私は思ったことに対して委員長に対して聞きたい。

なぜこの時期にこういうものを決議しなければいけないのか。それと能登町議会としてこの通年議会制を、町民のためのメリットそれと議会としてのメリットはどこにあるのかということを経理長に対して質問したいと思います。

それから通年議会制というものに対してはもう全国的には自治体1700かある中でまだこういうものをしにかかっているから10数年かなりますけど、10分の1か、いや20分の1の自治体が施行しているだけでございます。そういう中でなぜ能登町はこうやってスムーズに議会運営いつているのになぜこういうものをしなければならぬのかと思って。不思議に思うんですよ。これは私一番先に3年前視察に行つてまいりました。小布施町をはじめ色んなところに行つてきましたけど、委員長に聞きたい。今こういうこの議会の間の中で地方議員の意識の薄さ、低落さ、色んな問題が全国放送でされています。そういう中でなぜこういうものをしなきゃならぬのか。それと同時にこういう、あと議

会は任期は3カ月なんです。3か月しか残っていないのに今私達やるべき問題、決議すべき問題はまだまだあると思うんですよ。こういう重要な、これは勉強会としては私はいいいことだと。次の選ばれた方々が一番先にこういうものを議論して町を作り上げていけばいいんじゃないかなと私は感じるわけでございます。なぜ、なぜこの時期にということで委員長に質問したいと思います。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

議会基本条例制定特別委員長（大谷内義一）

志幸議員のご質問にお答えいたします。

実はこういう質問もあろうかということで午前中全員協議会を開いてかなり突っ込んだ意見交換を私はしたとと思っているのですが、再度質問されたのでお答えを申し上げたいと思いますが、今なぜこの時期にこれかというお話でございますけど私は今だからこそ必要だと認識しております。それは先般のこの提案の時に賛成討論された南さんがおっしゃられたようにやはり私たちは先輩として10月に新しい議会が開かれるわけですけど、選挙があるわけですけどもだからこそ今なんです。私たちの責任において、こういう素晴らしい我々の先輩がこういうものを残してくれた。しかし時間が経てばこういう問題の改正も必要だなというそれはその時の議員の方々が考えればいいのであって、私は基本的な問題については私たちは経験者としてこのことを今制定しなければならないという自負をもってみなさんにご相談を申し上げて今日（こんにち）仕上げたと思っております。

それから町民のメリットとか議会のメリットというのはそれは一人ひとりの考え方で違ふと私は思います。それは議会というのは議会だけじゃないんです。町全体でもやはり日進月歩の世の中ですからやはり改革すべきものは改革していく。それから文化として守っていかねばならないものは守っていく。それが一番大切なことではなかろうかと思うんです。ですからそれはそれなりの一人ひとりの判断もあろうかと思いますが、私はこの条例を制定することによって、私たちは自覚をし、そして町民に対してその責任を果たしていくということをですねこの機会に再確認をするという意味においても私は大変大事なことだと思います。それから町民の皆さまがこの条例案を見て私たちに対しての厳しい目もあると思います。私はそういう意味においてこの条例案というのは大変有意義なものであるという自信を持ってご提案をさせていただきましたのでよろしく願いいたします。

議長（宮田勝三）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

（「賛成が先か反対が先か」志幸議員発言）

議長（宮田勝三）

まず原案に反対者の発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

病明けなものですからちょっと声も小さく中々頑張りがきかないものですからあしからずお願いいたします。

ただし病明けであってもこの問題に対して、皆さん、それから次実行される方のために対しても私はあえて。これはこの問題はこの18名で議論したのはもはや3年前になります。私は一番はじめに特別委員長の大谷内さんと私が言葉にかけていった案件だと思います。正直言って。その時はあっち向きこっち向き知らんふりしていたものが今どういうような格好か知りませんがこの目の先来てこの問題が取りざたされたということ腑に落ちないんですよ。今、言葉の投げかけの中で大谷内委員長が言われました通年制。今だからという。私は

なぜということと今だからということ。これは町民の方々のどちらが意識があるのかですよ。今だからと委員長が言われましたが私はなぜこの時期にということとここで初めから食い違っております。それから2番目の問題一人ひとりの考え方ということとされました。それは一人ひとりの考え方があります。ただし、万が一この文章を見せて費用弁償のお金の問題、その問題がこうやって議会、私帰ればこういうものを公に出します。そうすれば町民の方々はどこまでどうやって理解されるだろうということとクエスチョン。一番いやらしいこの費用弁償、報酬の面に対しての問題もあります。それから色々と専決処分の問題も色々と前々から先輩議員ですから大谷内議員が町長が先決したら専決の問題あんまりかんばしくないなと町長にも執行部にも投げかけておられました。私はあまりそうは思わないんですよ。急きよ言われたみたいなので、唐突に出てきたものは唐突に町民に対してしなければならないという執行部の考え方はいいと思うんですよ。開かれた町民の議会ということ。これは今の普通の会期制の通常議会なんかでも町民の方とどれだけでも議論する場所も設けられるんですよ。ただしなかつただけなんですよ私たちは。だからあえて今回は私自身だけでもこういう問題を公に示していきたいなど。格好だけではやはりこの議会というものは、私テレビを見ましても地方議員の低落差というものを胸にしみておるわけです。そういうことで一番町民の方は色んなもので一番重視するところではないかなと思って私があえて反対意見を述べさせていただきます。

議長（宮田勝三）

他に討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

これで討論を終わります。

採 決
発委第2号

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発委第2号「能登町議会基本条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、

発委第3号「能登町議会の会期等に関する条例の制定について」

発委第4号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」

発委第5号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」

発委第6号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

発委第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の以上5件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

起立多数であります。

よって、発委第3号から発委第7号までの以上5件は、原案のとおり可決されました。

以上、特別委員会によります調査検討の結果に基づく提案にまで至りましたことにより、能登町議会基本条例制定特別委員会は廃止となりますので、ご報告いたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

次に追加日程第7発議第1号「能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

発議第1号能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年の地方自治法の一部改正に関し、第29次地方制度調査会の答申において、「地方議会では幅広い層の住民が議員として参画出来る議会の実現が求められているが、他に職を有する者などが議員として参画しにくい状況にあり、多様な層の幅広い住民の意見を反映する住民の縮図とは言えない状況になっている」と指摘されています。次に、議員の兼業禁止について地方自治法第92条の2は議員が役員等を努める法人は、町との請負額が50パーセント以上を占めるような場合、この規定に触れると解釈されております。

このことはケースバイケースでもあるようではございますが、50パーセント未満なら請負契約を交わしても良いものと解釈もあり、多くの自治体では法の趣旨を尊重するのみにとどめた倫理条例であるにもかかわらず、能登町の倫理条例ではゼロパーセントとなっています。これは皆さんご承知とは思いますが、あえて触れさせていただきます。

5年前にこの条例の制定が提案されたときの理由に「厳しい条項も盛り込まれています。」と説明されております。「厳しい、とです」、ま、過去は過去、今は今ですので、これ以上、制定当時のことに言及はいたしません、能登町議会で多様な層の幅広い住民の意見を反映させるには、大きな足かせのように思います。こうしたことから、ただ今、可決制定されました議会基本条例は11月1日からの施行ではありますが、私は前倒しで適用させて頂きたいと思っております。第3条の議員の活動原則の第2項で議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託にこたえる活動をするものとする。と、あります。議員に立候補したい住民、擁立したい住民の声には「倫理条例があるさかいになー」、と聞きます。こうした町民の信託にこたえたいんです。

前段が長くなりましたが、今回提案しました倫理条例の改正内容につきましては、第5条で町が行う公共事業などの請負契約について、議員、配偶者、議員の三親等以内の親族若しくは同一家族が経営する企業又はこれらの者が支配力を持つと思われる企業は、地方自治法第92条の2に規定する趣旨を尊重し、契約を締結しないものとする。と規定されておりますが、その契約量が当該企業の年間の全体業務量に対して「規則」で定める割合30パーセントを超えないときは、この限りではない。とするものです。

また、これに伴い当該議員は町が行う公共事業、物品納入に関して、議員との関係、その内容、町との契約額の割合を毎決算年度、議長に報告するものとした改正内容です。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議員の皆さんにおかれましては、この趣旨をお酌み取り頂き、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（宮田勝三）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい討論」の声あり）

議長（宮田勝三）

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私も前置きに言っておきますが、何でも反対反対という受け止め方を皆さん止めていただきたいなと思っております。

今回は偶然にもこういう問題が2点出てきたということで、私も議員18名

皆さんとやってきた中で一番理解のある議員だと私自身で自負している。その折りこういうものは出てきたというのはなぜという。先ほど大谷内委員長さんの時にいまだからということこれもなぜ今だから。それと供用が可決した日から明日から施行されますということで。5年前に設置をしましたこの倫理法について私も能都町の時に倫理法を設定しました。その時にも2年か3年かかかったと思います。上程するのに。偶然にも政治の中で過半数以上採れましたので旧能都町の議員条例も施行してきました。そして合併に至った。合併の時にも私それは基本だなどと思ってしてきたところが、4年間、一期目は中々みなさんの前には上程出来なかったんですけど、偶然にも二期目の時に色んな問題の中で上程して偶然にも可決いただいた。そういう中でこの問題、三期目の時に皆さんと約束したわけでございます。この倫理条例についてはこの議会の中では改正今回しないでおうということこの18名で決めた経緯があります。その中で今、供用は決まれば明日からできます。私は常に思っている。議員同士は議員には弱い。私は公私混同するのは嫌なんです。議員は議員なんです。わたしはみなさんの代弁者はっきりものを言ってここで議会をクリアしていきたいなと思って。一番の問題は議員同士は議員にはものすごく弱いということのみなさんに申し述べて私は退席したいと、反対意見ということでしていきたい。これはなぜまた口を飲みこまなくてはならんのかと。これはまた次の議会の方々が改正したいということで申請すべきだと私は思います。以上です。

議長（宮田勝三）

ほかに討論は、ございませんか。

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

私は、ただいま上程されました能登町議会政治倫理条例の一部を改正する条例についての賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案理由の説明にもありましたように能登町議会政治倫理条例では町が行う公共事業などの請負契約について議員、配偶者、また議員の三親等以内の親族もしくは同一家族が経営する企業またはこれらのものが支配力を持つと言われる企業は契約を締結しないとなっております。これは皆さんご存じのとおりであります。これは解釈によっては町と取引のある各種任意団体や公益団体等の役員等にその関係者が就任している場合もその摘要が及ぶものではないかと考えられる場合があります。このことは逆に言えばグレーと言われるゾーンが広く感じる場合でもあります。今回新たに規則を設け契約額の割合を30パーセント超えないものと規定し、毎決算年度に議長に報告するという規定を設け

ることによって対象となる議員は説明責任をしっかりと果たす役割がさらに大きくなるものと考えられます。また次期、もしくはその次の町議会議員選挙においても先ほども言いましたが幅広いさまざまな分野からの立候補者等が立候補しやすくなるそういった環境にもなると思います。

以上のことから私は賛成の討論とさせていただきます。

議長（宮田勝三）

他に討論ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

今ほど、南議員から幅広い層から、いろんな方に立候補して欲しいと言う趣旨は大変好ましいことで良いことだと思います。

ただ趣旨説明の中に、まずひとつ、地方自治法92の2には50パーセントOKなんてひとつも書いてございません。

議員の兼職禁止という項であって、そんなふうには書いてございません。それから、うちの倫理条例も、長い時間かけて、先ほど志幸議員おっしゃったとおり、一端こうやって決めましょうと言うふうには決めました。

現行枠が白紙のものにわざわざここで30パーセントの中ならば宜しいと言う緩和策を明記すべきではありません。元々公共事業の中でも緊急を要する災害復旧工事、除雪工事等々は当然誰が見ても公共事業の請負ですが議員のやってる会社がやったとしても、これはしょうがないでしょうというふうに、これまでも見て来てますし、これからも見るべきであろうと思います。

いずれにしても30パーセントと言うのを現行白紙のところに、わざわざ緩和した数字をのつけるのは大変不自然で、何か作為を感じて異議を申し立てるものです。以上です。

議長（宮田勝三）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

これで討論を終わります。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

発議第1号「能登町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

休 憩

議長（宮田勝三）

以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了しました。

ここでしばらく休憩いたします。（午後2時55分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後3時10分）

今ほど議運を開き鶴野幸一郎議員から緊急質問のお話が出てまいりましたのでご相談させていただきました。この事件等々に関してでございますが、一応一件落着に近いところまで来ておりますので、今回の緊急質問にはあたらないのかなということでご自身もお認めいただきましたので緊急質問を取りやめとさせていただきます。

閉会のあいさつ

議長（宮田勝三）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは平成26年第3回能登町議会臨時会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の臨時会では、平成26年度 学校施設環境改善交付金事業 能登町立鵜川小学校 大規模改造工事にかかる「請負契約の締結」の議案3件について、慎重なるご審議で、いずれも原案どおり可決をいただきまして厚くお礼申し上げます。なお、執行に際しましては、一日も早い工事の完成に努めて参りますので、議員の皆様はじめ近隣住民の皆様には、工事へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

閉議・閉会

議長（宮田勝三）

これをもちまして、平成26年第3回能登町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。

閉会（午後3時12分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月4日

能登町議会議長 宮田勝三

会議録署名議員 南正晴

会議録署名議員 志幸松栄

